

平成 26 年度第 3 回理事会議事録

日 時 平成 26 年 7 月 23 日 (水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>
張富士夫会長、森正博、監物永三の各副会長、岡崎助一専務理事、
泉正文常務理事、
有竹隆佐、植山勝秀、宇津木妙子、大野敬三、翁長良成、片野裕、川島雄二、
坂本祐之輔、柴田益孝、白髭俊穂、竹田恆和、林辰男、平田竹男、不老浩二、
分木秀樹、前田彰一、松崎康弘、ヨーコ ゼッターランドの各理事
<監事>
中村正彦監事

理事総数 27 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事に先立ち去る 6 月 8 日に逝去された桂宮宜仁親王殿下のご冥福を祈り黙祷を捧げた。

また、去る 6 月 25 日開催の定時評議員会において近畿ブロック選出理事として選任された植山勝秀理事より挨拶があった。

その後、定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号 第 72 回国民体育大会開催地 (愛媛県) の決定について (泉常務理事)
第 72 回国民体育大会の開催地については、既に愛媛県に内定しており、本年は開催決定の年にあたる。
決定に先立ち、去る 5 月 20 日及び 21 日に、本会及び文部科学省が愛媛県を訪問し、開催準備状況を総合的に視察した結果、開催 3 年前としては概ね順調に準備が進んでいることを確認した。
また、会期については、各種競技会、気象状況等を勘案し、関係機関・団体等と協議・調整した結果、平成 29 年 9 月 30 日から 10 月 10 日までの 11 日間とした。
本件については、去る 6 月 12 日開催の国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得るなど必要な手続きも終了している旨を資料に基づき説明し、第 72 回国民体育大会開催地として愛媛県を決定することについて、原案どおり出席理事全員一致で可決された。
決定後、張会長から愛媛県・中村時広知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 2 号 第 74 回国民体育大会開催地 (茨城県) の内定について (泉常務理事)
本件については、去る 6 月 2 日付で茨城県から、本会及び文部科学省に対して、第 74 回国民体育大会開催申請書が提出された。
茨城県での開催にあたっては、関係競技団体の視察も概ね終了しており、一部会場等が調整中の競技はあるものの、全体的に見て、開催 5 年前としては準備が順調に進んでいる。
本件については、去る 6 月 12 日開催の国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得るなど必要な手続きも終了している旨を資料に基づき説明し、第

74 回国民体育大会の開催地として茨城県を内定することについて、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、張会長から茨城県・橋本昌知事に開催内定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 3 号 参与の委嘱について (張会長)

参与については、定款第 32 条第 5 項により、「参与は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する」とあることから、資料に基づき、4 月 30 日付で退任した真野正道 元理事、6 月 30 日付で理事を退任した川口一彦 元理事の 2 名を参与に委嘱したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、任期については、平成 26 年 7 月 23 日から平成 30 年 6 月開催の定時評議員会の終結の時までとした。

第 4 号 平成 27 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について (川島事務局長)

平成 27 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在本会の要望額を取りまとめている状況にあること、また、政府概算要求基準(シーリング)の詳細が未定であり、文部科学省と十分調整されていない状況にある。

従って、国庫補助金については、政府の概算要求基準の動向を見ながら、文部科学省と折衝し、要望額を取りまとめていくこととなる。

また、公益財団法人 JKA 及びスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金の要望額を勘案して内容をまとめていきたい旨を説明し、平成 27 年度の国及び公益財団法人 JKA ならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望内容については、張会長に一任したい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 5 号 次期役員候補者選定委員会について (川島事務局長)

去る 6 月 4 日開催の第 2 回理事会にて、学識経験理事及び監事の候補者を選定する「次期役員候補者選定委員会」を設置することが承認されたが、幹部役員に一任されていた同委員会委員の人選について、資料記載のとおり 9 名となった旨を報告。同委員会では、今後候補者の選定に関わる基本的な考え方を審議し、具体的な審査・選定を進め、第 5 回理事会にて候補者を諮る予定としている。

また、今後の選定にあたっては、我が国スポーツ団体の統括組織としての透明性・適切性を確保するため、候補者選定に際し、公募制を実施することが必要な場合も想定されるため、公募の必要性の判断及びその具体的な内容については選定委員会に一任いただきたい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号 第 9 回日本スポーツグランプリ受賞者の決定について (不老理事)

本賞は、長年にわたりスポーツを実践し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げるなど、国内外で高い評価を得た方を顕彰し、我が国における生涯スポーツ振興の更なる醸成に資することを目的として、本年度第 9 回の顕彰を実施するものである。

この度、加盟団体、選考委員から 21 名の候補者推薦があり、去る 6 月 9 日の選

考委員会にて、顕彰区分(1)では年齢と活動歴の長さ、顕彰区分(2)では世界記録の樹立状況、顕彰区分(3)では前人未到達の高齢者記録等の達成状況の区分毎に審査した結果、資料記載の9名の候補者を選考した旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、表彰式は来る10月12日に開催の「第69回国民体育大会役員懇談会」において実施することを報告。

第7号 公認スポーツ指導者制度の改定及び処分基準の制定について (監物副会長)

去る3月25日開催の平成25年度第6回理事会にて本会倫理規程が制定されたことに伴い、公認スポーツ指導者等の本会諸制度に基づき登録等を行っている者については「当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。」となっている。このため、公認スポーツ指導者制度を改定し、処分基準を制定することとした。

公認スポーツ指導者制度の主な改定は、「指導者の責務」を追記し、指導者の規範を示すとともに倫理規程の遵守を求め、さらに、指導者の処分に関して別に定める基準により処分することを明文化した。また、公認スポーツ指導者処分基準の制定では、違反行為を明確に定義し、その違反行為に対する処分を、注意、厳重注意、資格停止、資格取消の4段階とすることとした。以上、資料に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

・公益目的事業会計の取りまとめについて (川島事務局長)

現在、本会では、内閣府から認定を受けた9つの公益目的事業にそれぞれ対応する9つの会計により経理処理ならびに財産管理を行っているが、直近の公益認定移行申請団体における公益目的事業会計の取りまとめの状況や傾向などに鑑み、公益目的事業会計を可能な限り取りまとめることとし、平成27年度からの実施に向けて検討を行っている。

従って、最終的な取りまとめ内容については、次回11月12日開催の理事会に諮った上で、内閣府に対して変更認定申請手続きを行う予定である旨を報告。

2. 国民体育大会関係

(1) 第71回国民体育大会冬季大会(岩手県)の会期について (泉常務理事)

第71回国民体育大会冬季大会の会期について、関係団体間での調整の結果、スケート競技会・アイスホッケー競技会は平成28年1月27日から31日までの5日間、スキー競技会は平成28年2月20日から23日までの4日間で開催する旨を資料に基づき報告。

(2) 第72回国民体育大会冬季大会の開催地について (泉常務理事)

大会開催の3年前となる第72回大会の開催地については、平成25年度第5回理事会において張会長と国体委員会委員長に一任されていたが、冬季大会開催可能県と調整した結果、長野県において開催に向けた検討を進めることとなり、去る7月18日、長野県に対し、本会と文部科学省により開催要請を行った。今後、長野県内にて調整を行い、準備が整い次第開催受諾書を提出いただく予定となっている。

る旨を報告。

また、開催受諾書受理後の手続きについては、引き続き張会長・国体委員会委員長に一任された。

3. 国際交流事業関係

- ・2014年日中成人スポーツ交流事業（派遣）の終了について （有竹理事）

去る6月6日から11日までの6日間、分木理事を団長として、高知県体育協会から推薦されたテニス、卓球、バドミントンの3競技による56名の日本選手団を編成し、中国・貴州省へ派遣した。

日本選手団は、中華全国体育総会及び貴州省体育総会により周到に準備されたプログラムを通じて、現地のスポーツ愛好者とのスポーツ交流を行うなど親善を深めた旨を報告。

また、派遣団団長の分木理事から、中国側の丁寧なもてなしにより素晴らしい交流ができ、本事業の重要性を再確認したとの感想が述べられた。

4. その他

（川島事務局長）

第4回理事会は、来る11月12日（水）14時から開催する予定であること連絡。

以上の諸報告をいずれも了承後、14時52分に閉会。